令和８年度第２四半期における懲戒処分について

「懲戒処分等の公表の取扱基準」に基づき、令和８年７月１日から令和８年９月 30 日までに、地方公務員法に基づいて行った懲戒処分について、下記のとおりお知らせします。

なお、令和８年度の処分件数については別紙を参照願います。

記

No	処　分 事　由	処　分 年月日	処　分 内　容	※１所属部局、職位	※１年齢	性 別	事案の発生時期
１ ※２	法令・服務違反	R8.8.31	戒告	岩手県、企画理事級	60	男	R6～R7
	≪事案の概要≫ 被処分者は、令和６年度から７年度にかけて、以下の行為を行った。 １　令和６年６月７日の政府予算要望の際、前日の移動日の勤務時間中に、すみだ水族館を訪問した。 ２　令和６年８月１日の能登半島地震対応職員激励の際、移動日の勤務時間中に、永平寺を訪問した。 ３　令和６年 10 月 29 日に、仙台市からの帰路、盛岡駅で勤務時間中に飲酒した。 ４　令和７年８月 19 日のアイーナ内の各センター機能見直し検討に係る大阪府茨木市での視察に向かう途中、勤務時間中に、高校野球開催中の甲子園に立ち寄り、このことにより用務先への到着が遅れた。 ５　令和８年２月 10 日に、県史編さんに係る埼玉県さいたま市での視察の用務終了後、勤務時間中に、上野公園（動物園）を訪問した。						
２	法令・服務違反	R8.9.30	減給２月	保健福祉部、主査級	48	男	R6
	≪事案の概要≫ 被処分者は、特定医療費（指定難病）療養費の支払いや特定医療費受給者証の交付など、複数の担当事務について相当期間にわたり事務処理を放置した結果、療養費の支払いや受給者証及び障害者手帳の交付の遅延を生じさせ、申請者等に不利益を生じさせた。また、一部事務について、是正措置を講じず放置したほか、指定自立支援医療機関の指定及び更新に係る申請について、未処理かつ未決裁であったにもかかわらず更新済みである旨の虚偽報告を行った。						

※１　所属部局、職位等、年齢については、処分日時点のものであること。

※２　当該処分については、令和８年８月 31 日に公表しているもの。

別紙

【令和８年度：**第２四半期合計**】

※下段（）内：前年度同期合計

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令・服務違反	1	1			2
一般非行					
管理監督責任					
道交法違反	（1）				（1）
第２四半期合計	1 （1）	1			2 （1）

（単位：人）

【令和８年度：**累計**】

※下段（）内：前年度累計

処分事由	戒告	減給	停職	免職	累計
法令・服務違反	1	1			2
一般非行					
管理監督責任					
道交法違反	（2）				（2）
累計	1 （2）	1			2 （2）

（単位：人）